

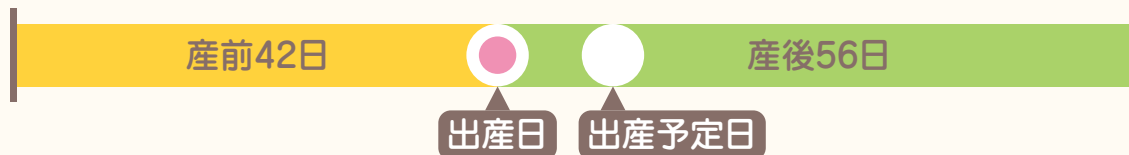
出産手当金

出産予定日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から
出産後56日までの期間、勤務していない日について支給されるお金

はぐふる <https://www.hug-full.com/>
監修:木幡 徹(社労士)

■ 出産後も仕事を続ける場合 ※出産日(出産予定日)は産前に含みます

出産予定日より
早い出産
or
出産予定日に出産



出産手当金の支給期間

42日(多胎妊娠の場合は98日)
+56日の期間内で、
勤務していない日

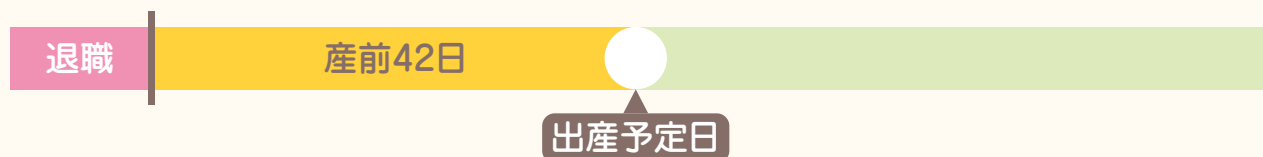
出産予定日より
遅い出産



42日(多胎妊娠の場合は98日)
+α日+56日の期間内で、
勤務していない日

■ 出産に伴い仕事をやめる場合

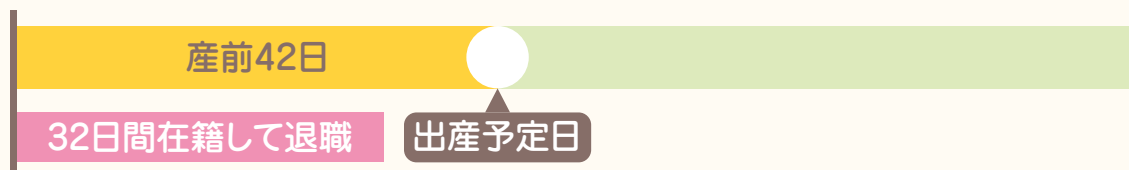
産前42日になる前
(産休が発生する前)
に退職



出産手当金は
もらえない

たとえば...

出産予定日の
10日前まで
在籍した後退職



在籍していた32日間のうち、
勤務していない日

※退職後も支給が受けられる場合
あり。条件は下記を参照

退職後も支給が
受けられる条件

・退職日に、支給が受けられる状態であること(勤務していない。※有給休暇は可)
・退職日まで、切れ目なく1年以上健康保険に加入していること
(勤務先が変わっていても可。※任意継続、国民健康保険、公務員などの共済組合、家族の扶養に入っている期間は含まない)